

項 目	J55022(H20)の解釈について
<p>1 内容</p> <p>平成20年6月17日付で改正した省令第2項基準のうち、J55022(H20)「情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法」の1.適用及び目的において、「なお、J55001に適合するものにあつては、本規格の適用を除外できる。」とあります。一方、同日付で改正したJ55001(H20)「雑音の強さの規定」の適用範囲においては、「この規定は、次に掲げる基準が適用されるものについては適用しない。」として、J55022(H20)は、この適用しない基準に掲げられており、矛盾が生じていると考えられます。J55022(H20)が適用できる製品は、J55001(H20)を適用できないと考えてよろしいですか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>J55022(H20)「情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法」が適用される機器に対して、J55001(H20)「雑音の強さの規定」を適用することはできません。</p> <p>今回、J55022(H20)と同日付で、J55001(H20)についても改正を実施しております。J55001(H20)における改正内容は、J55013(H14)、J55014-1(H20)、J55015(H20)及びJ55022(H20)のいずれかの基準の適用範囲に該当する製品については、J55001(H20)を適用しないことを明確化致しました(下記【参考】参照)。</p> <p>よって、J55022(H20)「情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法」の1.適用及び目的において、「なお、J55001に適合するものにあつては、本規格の適用を除外できる。」と規定しておりますが、J55001(H20)の「適用範囲」において、そもそもJ55022(H20)を適用する製品については適用しないと規定しているため、実際にはJ55022(H20)が適用される電気用品に対し、J55001(H20)を適用することはできません。</p> <p>【参考】J55001(H20)「雑音の強さの規定」抜粋</p> <p>(適用範囲)</p> <p>この規定は、次に掲げる基準が適用されるものについては適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - J55013(H14)「音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」 - J55014-1(H20)「家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法」 - J55015(H20)「電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法」 - J55022(H20)「情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法」 	